

○駿河台大学学位規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び駿河台大学学則第41条並びに駿河台大学大学院学則第32条第2項に定めるところにより、駿河台大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位の種類は、次のとおりとする。

法学部	法律学科	学士（法学）
経済学部	経済経営学科 環境と社会コース	学士（経済学）
経済学部	経済経営学科 福祉と共生コース	学士（経済学）
経済学部	経済経営学科 地域と国際コース	学士（経済学）
経済学部	経済経営学科 経済と政策コース	学士（経済学）
経済学部	経済経営学科 金融と会計コース	学士（経営学）
経済学部	経済経営学科 マーケティングとマネジメントコース	学士（経営学）
経済学部	経済経営学科 ビジネスと情報コース	学士（経営学）
メディア情報学部	メディア情報学科	学士（メディア情報学）
現代文化学部	現代文化学科	学士（現代文化学）
心理学部	心理学科	学士（心理学）
経済学研究科	経済・経営専攻 経済コース	修士（経済学）
経済学研究科	経済・経営専攻 経営コース	修士（経営学）
現代情報文化研究科	文化情報学専攻	修士（文化情報学、学術）
現代情報文化研究科	法情報文化専攻	修士（学術、法学）
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士（心理学）
心理学研究科	法心理学専攻	修士（心理学）
法務研究科	法務実務専攻	法務博士（専門職）

(学位の名称)

第3条 本学において学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「（駿河台大学）」と付記するものとする。

第2章 学士の学位授与

(学位の授与)

第4条 学長は、教授会の議に基づいて本学学部の卒業を認定した者に学士の学位を授与し、学位記を交付する。

第3章 修士の学位授与

(学位授与の要件)

第5条 修士の学位は、本学大学院の修士課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(論文の提出)

第6条 修士の学位を請求しようとする者は、所定の論文審査願に学位論文及び論文の要旨各正1部及び副3部を添えて、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 前項の学位論文は、主論文1編に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。
- 3 学位論文は、修士課程の在学年限内に限り提出することができる。
- 4 提出した学位論文は、返却しない。

(論文の審査)

第7条 学長は、前条第1項の規定により受理した学位論文の審査を研究科委員会に付託する。

- 2 前項の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、審査委員を選定する。
- 3 審査委員は、指導教授を主査とし、当該学位論文に関連する授業科目担当教員2名以上を副査とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、審査の必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等を副査とすることができる。

(最終試験)

第8条 最終試験(口頭試問)は、当該審査委員が学位論文及び関連科目について行う。

(審査の期間)

第9条 学位論文の審査及び最終試験は、論文の提出の日から、おおむね2か月以内に終了するものとする。

(審査の報告)

第10条 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときは、審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科委員会の審議及び報告)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、その結果を学長に報告する。

(学位の授与)

第12条 学長は、研究科委員会の議に基づいて修士の学位を授与し、学位記を交付する。

第4章 法務博士の学位授与

(学位授与の要件)

第13条 法務博士の学位は、本学大学院の法務研究科法曹実務専攻に3年以上在学し、96単位以上を修得した上、研究科委員会が別に定めるGPAの基準値を満たした者に授与する。ただし、駿河台大学大学院学則第31条第2項に規定する法学既修者については、2年以上在学の上、68単位以上を修得し、研究科委員会が別に定めるGPAの基準値を満たした者に授与する。

(研究科委員会の審議及び報告)

第14条 研究科委員会は、前条の単位を修得し、GPAの基準値を満たした者について審議し、その結果を学長に報告する。

(学位の授与)

第15条 学長は、研究科委員会の議に基づいて法務博士の学位を授与し、学位記を交付する。

第5章 その他

(学位記の様式)

第16条 学士の学位記については様式1、修士の学位記については様式2、法務博士の学位記については様式3の様式とする。

附 則

この規程は、平成4年10月22日から施行する。

平成6年4月1日一部改正。

平成8年4月1日一部改正。

平成9年4月1日一部改正。

平成11年4月1日一部改正。

平成12年4月1日一部改正。ただし、第5条の規定に関し、平成11年度以前入学生については、なお、従前の例による。

平成15年4月1日一部改正。

平成16年4月1日一部改正。

平成17年4月1日一部改正。ただし、平成17年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成18年4月1日一部改正。ただし、平成18年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成19年4月1日一部改正。ただし、平成19年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成21年3月5日一部改正。ただし、第13条の改正規定及び様式3については、平成19年度以降の法務研究科入学者に対して、平成21年1月1日に遡って適用する。

平成21年4月1日一部改正。ただし、平成20年3月31日に在学する学生について、なお従前の例による。

平成22年8月4日一部改正。ただし、平成22年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

(様式1 学士の学位記)

学○第 号	駿河台大学長 ○ ○ ○ ○ 印	駿河台大学○学部長 ○ ○ ○ ○ 印	(西暦)年 月 日 学位を授与する	本学○○学部○○学科所定の課程を修めて 本学を卒業したことを認め、学士(○○)の 学位を授与する	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 大学印 </div> (西暦)年 月 日生	氏 名	卒業証書・学位記
----------	---------------------------------	------------------------------------	----------------------	--	--	-----	----------

(様式2 修士の学位記)

修○第 号	駿河台大学長	○ ○ ○ ○ 印
	駿河台大学大学院 ○○○研究科長	○ ○ ○ ○ 印
(西暦)年 月 日		
の学位を授与する		
審査及び最終試験に合格したので修士(○○○)		
程において所定の単位を修得し学位論文の		
本学大学院○○○研究科○○○専攻の修士課		
大学印		
(西暦)年 月 日生		
氏 名		
学位記		

(様式3 法務博士の学位記)

法博専第 号	駿河台大学長	○ ○ ○ ○ 印
	駿河台大学大学院 法務研究科長	○ ○ ○ ○ 印
(西暦)年 月 日		
の学位を授与する		
学位課程を修了したので法務博士(専門職)の		
本学大学院法務研究科法曹実務専攻の専門職		
大学印		
(西暦)年 月 日生		
氏 名		
学位記		